

中国駐在員・現地スタッフへの影響必至！ 2019年1月から本格的に適用となる 中国個人所得税法改正の対応実務

日時 / 2019年2月6日(水) 午後4時30分～午後5時30分

会場 / 名南経営本社研修室 (名古屋駅・JPタワー名古屋34階)

2018年8月31日の第十三期全人代において、個人所得税法の改定が決定し、2019年1月1日より施行されることが決定しました。中国駐在員・現地スタッフともに影響が生じることが見込まれており、納税額の変化を含め、改定の影響を正しく把握することが必要となります。

そこで今回は、名南経営の上海拠点であるNAC名南(上海納克名南企業管理諮詢有限公司)の副総経理である近藤充より、改正内容の解説を行うとともに、改定により発生するであろう課題・問題について解説します。ぜひご参加ください。



【講師】近藤 充

税理士法人名南経営 税理士
上海納克名南企業管理諮詢有限公司
副総経理

セミナーのポイント(予定)

1. 中国個人所得税法改正の概要
2. 駐在員の全世界所得課税はいつから始まるか？
3. 年1年賞与についての特例計算は存続するか？
4. 新たに規定された、特別控除(扶養控除等)とは？
5. 従業員に確認すべき事項とは？

セミナー当日までの情勢変化により、内容を一部変更することがあります。

< 講師来歴 >

1999年、佐藤澄男税理士事務所(現:税理士法人名南経営)に入社。2007年より上海名南企業管理諮詢有限公司(現:上海納克名南企業管理諮詢有限公司)に出向。中国現地法人の会計・税務コンサルティングに従事。現地と本社全体に対する提案を行うコンサルティング経験多数。

【懇親会】

セミナー終了後、午後6時から講師も参加する懇親会(会費5,000円(税込) / 事前申込要)を開催します。参加をご希望の方は、裏面の懇親会参加有無の「ご参加」に丸を付けていただき、お申込みください。

お申し込みはホームページもしくはFAXにてお願いします



M E I N A N
Meinan Consulting Network

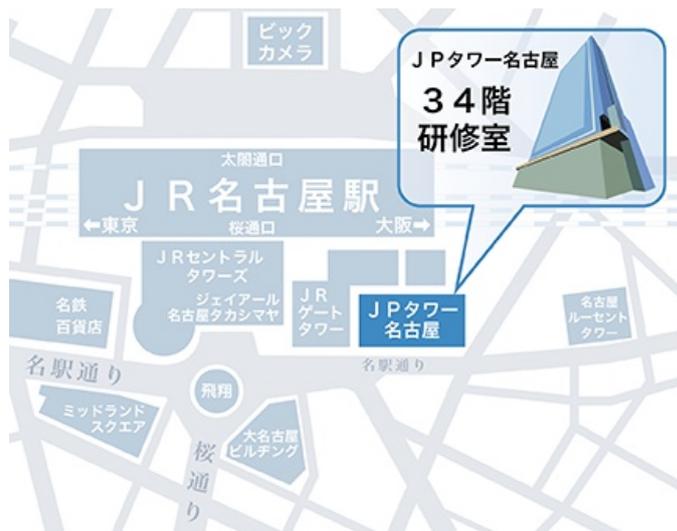
日時:2019年**2月6日**(水)
 午後4時30分～午後5時30分
 (午後4時開場)

受講料:無料

懇親会参加費用:5,000円(税込)

定員:70名

対象:一般企業の経営者・経営幹部
 総務人事等担当の皆様



セミナー終了後、午後6時から、会場付近の居酒屋にて、講師も参加する懇親会を開催します。情報交換をされたい方は、是非ご参加下さい！

会場:名古屋市中村区名駅1丁目1番1号
 JPタワー名古屋 34階
 アクセス:名古屋駅から直結

お申込み・お問合せ先

ホームページまたはFAXにてお申込みください。お申込承り後 受講証 をFAXいたします。

なお、参加証が1週間以内に届かない場合はFAX不達可能性がありますので、お手数ですが担当者宛にご照会ください。お申込みは、開催1週間前まで受け付けます。原則それ以降のお申込みは承りかねますので、あらかじめご了承ください。この申込み書に記載されたお客様の個人情報は、弊社が属する名南コンサルティングネットワークの各法人で、セミナー申込み情報として登録し共有をさせていただきます。この情報は、今後の弊法人主催のセミナー及び名南コンサルティングネットワークの各法人が提供する商品やサービスのご案内についてのみ使用し、他の目的には一切使用いたしません。詳しくはインターネットに記載の名南コンサルティングネットワークの個人情報保護方針をご参照ください。 <http://www.meinan-tax.or.jp/privacy/> <http://www.meinan.biz/privacy/>

貴社名			区分	一般のお客様 名南コンサルティングネットワーク顧問先様
ご住所	〒			
参加者【1】	フリガナ	部署	お役職	
	お名前	懇親会参加有無: ご参加 ・ ご欠席		
参加者【2】	フリガナ	部署	お役職	
	お名前	懇親会参加有無: ご参加 ・ ご欠席		
TEL		FAX		弊社担当

WEBからのお申込みはこちら <http://www.meinan.net/>

このまま送信してください FAX.052(589)2356

【お問合せ先】

株式会社名南経営コンサルティング セミナー事務局

〒450-6334 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34階 TEL.052(589)2355